
「指定居宅介護支援」重要事項説明書

目次

1. 相談窓口
2. 事業所の概要（事業実施地域、職員体制、営業時間）
3. サービス提供までの流れと主な内容
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 運営の方針
6. サービス内容に関する苦情
7. 事業を実施している法人の概要
8. 事故発生時の対応
9. 虐待防止・身体拘束等の適正化
10. ハラスメント対策
11. 感染症の予防及びまん延防止
12. 業務継続計画の策定等
13. 実習生の受け入れ

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和6年9月1日現在〉

1. 介護保険に関するサービスについての相談窓口

担当 _____ やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡します。

電話 956-0294 (午前8:30~午後5:30まで)

※ ご不明の点は、なんでもおたずねください。

2. 社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会きりしま苑居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会きりしま苑
所在地	京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
介護保険指定番号	2673000028
サービスを提供する地域	長岡京市、向日市及び大山崎町の区域

(2) 職員体制

	資格	従事者数	勤務形態	計
管理者(主任介護支援専門員)	介護福祉士	1名	常勤	1名
介護支援専門員	社会福祉士	1名	常勤 1名	1名
介護支援専門員	介護福祉士	1名	嘱託 1名	1名
介護支援専門員	介護福祉士	1名	非常勤 1名	1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

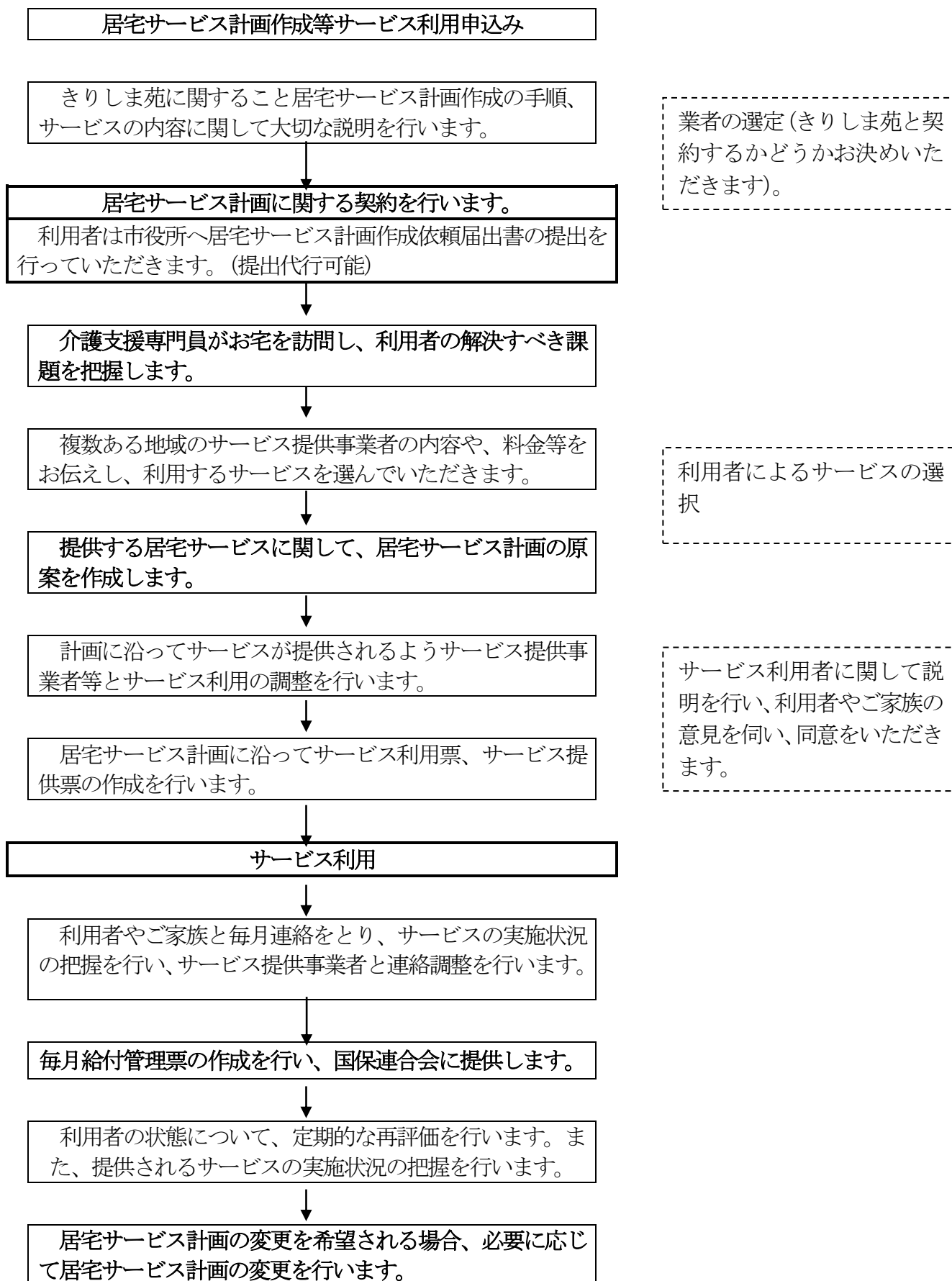
※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業させていただきます。

緊急時の対応として、休業時または午後5時30分以降から翌朝8時30分までは、転送電話による24時間連絡体制を整え、必要に応じて相談に応じます。

24時間連絡番号 956-0294

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

サービス提供の標準的な流れ



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき、下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、長岡京市の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

1ヶ月あたりの居宅介護支援料

《居宅介護支援事業費（Ⅰ）》（取扱い件数45件未満）

要介護 1・2 → 1,086単位×10.70=11,620円

要介護 3・4・5 → 1,411単位×10.70=15,097円

加算 初回加算 300単位（新規または要介護度2段階変更）
 特定事業所加算（Ⅰ） 519単位（算定要件に該当月）
 特定事業所加算（Ⅱ） 421単位（算定要件に該当月）
 特定事業所加算（Ⅲ） 323単位（算定要件に該当月）
 特定事業所加算（A） 114単位（算定要件に該当月）

特定事業所加算の算定要件	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ	特定事業所加算A
(1) 常勤専従の主任介護支援専門員	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 常勤専従の介護支援専門員	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上（非常勤は他事業所と兼務可）
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制、必要に応じた利用者等の相談に対応する体制の確保	○	○	○	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者総数のうち、要介護度3～5である者の占める割合が100分の40以上	○	×	×	×
(6) 事業所内の介護支援専門員に対する定期的な研修の実施	○	○	○	○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例として紹介された者に対する指定居宅介護支援の提供	○	○	○	○
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加	○	○	○	○
(9) 運営基準減算又は特定事業所集中減算の未適用	○	○	○	○
(10) 利用者数が介護支援専門員1人当たり40名未満	○	○	○	○

(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力又は協力体制の確保	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研修会の実施	○	○	○	○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

(日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う)

入院時情報連携加算 (I) 250 単位 (入院した日の内に情報提供 方法は問わない)

入院時情報連携加算 (II) 200 単位 (入院した日の翌日又は翌々日に情報提供。方法は問わない)

通院時情報連携加算 50 単位 (利用者の同意を得たうえで医師の診察を受けるときに同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うこと。)

退院・退所加算 450～900 単位

(入院又は入所期間中につき3回を限度で算定)

退院時情報連携加算 50 単位

(利用者が医療機関で診療を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う)

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位

減算 1,086 単位×50%×10.70 →5,810 円 (要介護 1・2)

1,411 単位×50%×10.70 →7,548 円 (要介護 3・4・5)

(厚生労働大臣が定める基準の居宅介護支援を提供されていない場合)

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数

業務継続計画未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数

(令和7年4月1日から適用する)

(2) 交通費

長岡京市、向日市及び大山崎町の居住地への訪問は無料です。

それ以外の地域へ介護支援専門員がおたずねする際には公共交通機関の実費が必要な場合があります。

5. 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- 介護保険法令の遵守
- 公正中立な居宅介護支援の提供
- 利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよ

う居宅サービス計画の作成を行う。

- 必要に応じて地域包括支援センターとの連携に努める。
- 一人当たりの介護支援専門員の利用者担当件数は40件未満を目標とする。介護予防(0.5人計算)。
- 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
- 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。
- 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能である事を説明する。
- 当事業所の前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について説明を行う。
- 障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。
- 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者に特段の事情のない限り毎月訪問し、サービス実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

ただし、6ヶ月以上ご利用のない場合はこの限りではありません。

(3) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題把握）の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式）
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上、外部開催の研修に参加しています。

(4) サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示下さい。
また介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ・居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

6. サービス内容に関する苦情

(1) きりしま苑の苦情担当

担当 高田 恵里佳（管理者）
電話 956-0297

(2) その他

きりしま苑以外に、行政機関等に苦情を伝えることができます。

長岡京市高齢介護課 介護保険係	所在地 長岡京市開田1丁目1番1号 電話番号 955-2059（直通） 受付時間 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談係	所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内- 電話番号 354-9090 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番 ハートピア京都 5階 京都府社会福祉協議会内 電話番号 252-2152 受付時間 午前9時00分～午後5時00分

7. 事業を実施している法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 小野 洋史
法人所在地	617-0832 京都府長岡京市東神足2丁目15番2号 市立地域福祉センターきりしま苑3階
連絡先	電話 075-955-5601 FAX 075-952-2597
法人の行う介護保険事業	介護保険指定事業所（指定番号 2673000028） ・訪問介護事業（ホームヘルプサービス） ・通所介護事業（デイサービス） ・居宅介護支援事業

8. 事故発生時の対応

利用者の安全を最優先に行動し、家族等に連絡します。又、すみやかに管理者へ報告し必要な対応をします。

9. 虐待の防止及び身体拘束等について

虐待は、利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止及び身体拘束等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束等のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (2) 虐待防止及び身体拘束等のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止及び身体拘束等のための研修会を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者及び責任者を設置します。
- (5) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じるものとする。

- ・虐待防止担当者 居宅介護支援管理者
- ・虐待防止責任者 きりしま苑施設長

10. ハラスメント対策について

事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (1) 利用者、ご家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対し故意に暴力や暴言などの法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止、及び契約を廃止させていただく場合があります。

11. 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は、感染症の発生と、まん延を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講じます

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 実習生の受け入れについて

当事業所は、介護支援専門員の実務研修実習受入機関になっていますので、同行訪問する場合があります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要な事項を説明しました。

事業者 京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会 印

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容および以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。

- 利用可能な事業所を複数の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介、を受けた場合は、その理由の説明を求めることができることについての説明を受けました。
- ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う事に了承しました。
- もし入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

又、指定居宅介護支援契約書第13条(秘密保持)に関し、サービス担当者会議等において私及び私の家族の個人情報を契約の有効期間中、用いることに同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

家族 住所 _____

氏名 _____ 印

家族 住所 _____

氏名 _____ 印

